平成 28 年度Ｅ及びＩ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の調達契約に係る入札公告（平成 28 年２月２日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1　入札等実施要領
2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
3　入札及び見積心得書（物品購入等）
4　使用印鑑届（様式）
5　入札書及び封筒（様式）
6　委任状（様式）
7　請負契約書（案）
8　個人情報等の保護に関する特約条項（案）
9　競争参加資格確認申請書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

1　入札等実施要領

1　契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　岡　雄一

2　業務内容

(1)　業務名

平成 28 年度Ｅ及びＩ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務

(2)　業務の仕様等

仕様書による。

仕様書については、下記のとおり交付する。

イ　交付期間

平成 29 年２月２日（木）～平成 29 年２月 16 日（木）

（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで（ただし 12 時から 13 時を除く））

ロ　交付場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿 6－5－1　新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　ストック事業推進部資産活用調整チーム

電話 03-5323-4358

(3)　履行期間

平成 29 年３月 13 日 ～ 平成 31 年２月 28 日

3　入札保証金及び契約保証金

免除

4　質問書の提出及び回答

(1)　入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式)」をＦＡＸにて送付すること。

イ　提出期限

平成 29 年２月 23 日（木） 17 時 00 分

質問書の送付後、送付した旨を電話で連絡すること。

ロ　送付先

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　ストック事業推進部資産活用調整チーム

電話 03-5323-4358　ＦＡＸ 03-5323-4660

(2)　質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行い、併せて「質問書」の提出者にＦＡＸで回答する。

イ　閲覧期間

平成 29 年３月２日（木）～平成 29 年３月３日（金）

（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで）

ロ　閲覧場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿 6－5－1 新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　ストック事業推進部資産活用調整チーム

5　競争参加資格書類の提出及び場所

(1)　提出期限

平成 29 年２月 16 日（木）17 時 00 分

（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで（ただし 12 時から 13 時を除く））

持参すること。

(2)　提出場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿 6－5－1　新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　ストック事業推進部資産活用調整チーム

6　競争参加資格の確認通知

競争参加資格書類を提出したものについて、本件に参加する資格を有するか確認し、平成 29 年２月 23 日（木）までに競争参加資格の有無を通知する。

なお、確認の結果、競争参加資格がないとされた者は、通知した日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

当機構は、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

7　入札書の提出及び場所

(1)　提出期限

平成 29 年３月３日（金）17 時 00 分

持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。

電送によるものは受け付けない。

(2)　提出場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿 6－5－1　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理チーム

8　開札日時及び場所

(1)　開札日時

平成 29 年３月６日（月）14 時 00 分

(2)　開札場所

東京都新宿区西新宿 6－5－1　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

9　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10　支払条件

業務履行後の検収に合格後、当月請求分を翌月支払い

（詳細は、請負契約書（案）のとおり）

11　その他

(1)　入札書には、1 件当たりの単価と想定数量を乗じたものを記載すること。

なお、想定数量については変更となる場合がある。

(2)　本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

(3)　入札については、件名「平成 28 年度Ｅ及びＩ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務」で実施するが、請負契約書については実際の市街地住宅名を表記する。

12　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力がない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1)　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2)　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

(3)　当機構に提供する情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4)　公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

13　問い合わせ先

〒163-1382　東京都新宿区西新宿 6－5－1　新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　ストック事業推進部資産活用調整チーム

電話　03-5323-4358

（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで（ただし 12 時から 13 時を除く））

2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　契約を締結する能力を有しない者

ロ　破産者で復権を得ない者

ハ　入札書提出期限の日から起算して２年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（イ）　機構の業務に関し、贈賄等刑法その他の法令に定める罰則にふれる行為又は不正若しくは不誠実等の行為をした者

（ロ）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（ハ）　契約手続又は契約の履行を妨害した者

（ニ）　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

（ホ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ヘ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ト）　（イ）～（ト）に該当する者を入札代理人として使用する者

（チ）　落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者

（リ）　不誠実な入札をなしたと認められる者

ニ　公示日から入札日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

ホ　当該業務に類する業務の履行に当たり、入札書提出期限の日から起算して３年前の日以降において、関係各種法令等に抵触又は違反することにより、行政処分を受けた者

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　当機構東日本地区において、平成27・28年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の認定を受けていること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、1 入札等実施要領５（1）の提出期限までに当該資格の申請を行い、かつ開札日までに認定を受けていなければならない。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため、注意されたい。

競争参加資格審査の申請等に関する問い合わせ先

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理チーム

電話　03-5323-2565

（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで（ただし 12 時から 13 時を除く））

ロ　集合住宅の入居及び退去に係る引越業務を取り扱った実績があること。

ハ　東京都又は隣接県（埼玉・神奈川・千葉）に本支店・営業所等があること。（様式－1）

ニ　国土交通省大臣又は各運輸局の一般貨物自動車運送事業に係る許可を得ていること。

ホ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

2　競争参加者に求められる義務

(1)　競争参加者は、上記１（2）のイからニによる必要な証明書等を 9 競争参加資格確認申請書により競争参加資格書類の提出期限までに提出しなければならない。

(2)　当機構において入札者の作成した証明書等を審査するものとし、採用し得ると判断した証明書等を添付した者を入札対象とする。

3　その他

(1)　入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(2)　契約担当役は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(3)　当機構に一旦提出された書類は返却しない。（但し再公募になった場合は返却する。）

(4)　当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(5)　入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査等の対象としない。

(6)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記１の資格のない者は、落札対象としない。

3　入札及び見積心得書（物品購入等）

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する「平成28年度Ｂ及びＤ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務」の契約に関する一般競争入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに提出しなければならない。

３　入札書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書及びその他提出書類は、入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

８　入札参加者等は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）

等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

（落札者の決定）

第８条　一般競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき

は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約書等の提出）

第12条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第13条　入札参加者等は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　使用印鑑届（様式）

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一　代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印 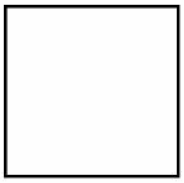 　　実印 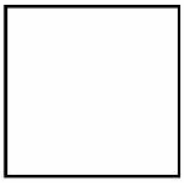

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印 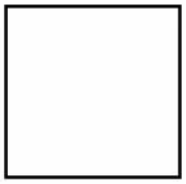 　　実印 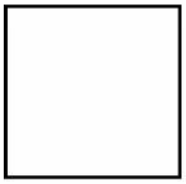

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日←**提出日**

住　　所　　○○○○○○○○○○○○
会 社 名　　○○○○株式会社
代 表 者　　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
○○長　○○　○○　　殿

使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

5　入札書及び封筒（様式）

入　札　書

総　額　　※計算間違いがあった場合は無効とする。

金　　円也（税抜き）

ただし、平成28年度Ｅ及びＩ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務

1件あたりの金額(税抜き) 円	想定件数 23　件	総額（税抜き） 円

この金額を総額として上記総額欄に記載してください。

この単価を契約単価とする。

入札説明書を承諾の上、入札します。

入札書作成日を記載

平成　　年　　月　　日

住　所
会社名
氏　名　　印

委任している場合のみ記載

代理人　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　雄一　　殿

表

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

本部長　岡　雄一　殿

（平成２８年度Ｅ及びＩ市街地住宅の

用途廃止事業に伴う居住者の引越業務入札書）

裏

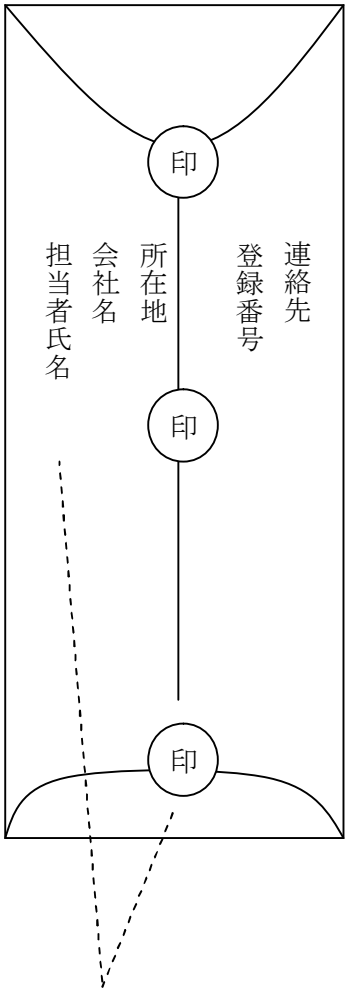

委任している場合は、代理人の氏名又は印

6　委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「平成 28 年度Ｅ及びＩ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　所
会社名
氏　名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　雄一　殿

※複代理委任、年間委任をする場合は、当機構ＨＰを参照のこと。

(http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html)

7　請負契約書（案）

請　負　契　約　書（案）

1　役務の名称　○○○市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務

2　契約期間　　自　平成２９年３月１３日
　　至　平成３１年２月２８日

3　契約単価　　金　　円
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者＿＿＿＿＿＿＿＿は頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
　　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　　本部長　　岡　　雄　一　　㊞

受注者

㊞

（総則）

第１条　本契約は、発注者の行う○○○市街地住宅の用途廃止事業の実施に伴い、当該市街地住宅居住者（以下「居住者」という。）が住居を移転する場合において、居住者を荷送人とし、発注者が発注し、受注者が請け負う引越荷物の運送及びこれに附帯する荷造り等のサービス（以下「引越業務」という。）を、受注者が実施する上で、必要な一切の事項を定めることを目的とする。

２　発注者は、受注者に対して、前項に定める引越業務の実施に要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）として、１件当たり頭書記載の契約単価の金額を受注者に支払うものとする。

３　本契約において、引越業務の対象となる引越荷物（以下「荷物」という。）とは、居住者及び同居親族が所有する家財をいう。ただし、受注者は、第８条に規定するものについては、その引受けを拒絶することができるものとする。

４　発注者は、受注者に引越業務を依頼するときは、別に定める引越業務依頼通知書（以下「依頼通知書」という。）を発行することにより、これを行うものとする。

５　受注者は、前項による依頼を受けたときは、作業日時その他について、発注者及び居住者と詳細に打合せの上、善良なる管理者の注意をもって、誠実、かつ、迅速に引越業務を実施しなければならない。

６　受注者は、引越業務の実施に当たり、本契約及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）の諸規定に従う他、「標準引越運送約款」（平成15年国土交通省告示170号）の内容のうち、本契約及び仕様書に特別に定めがないものについて、これを遵守するものとする。

（引越業務の内容）

第２条　本契約における引越業務の内容は、次の各号に定める事項とし、当該各事項の具体的な実施内容及び方法等については、仕様書に定める。

一　荷物の搬出、運送及び搬入

二　食器類等の台所用品、衣類、書籍類、その他日用品等の小物類を含めた荷物の箱詰め、箱出し及び収納

三　ルームエアコン（2基まで）、瞬間ガス湯沸かし器、換気扇及び多機能便座の脱着

四　ピアノ等（オルガン、エレクトーンを含む。）の移転、据付け及び調律

（契約期間）

第３条　契約期間は頭書に定める期間とする。

２　前項にかかわらず、発注者は、事業の進捗等、必要と認めるときは、受注者と協議の上、契約期間を変更することができる。

（運賃等）

第４条　運賃等は、第２条にその内容を規定する引越業務を受注者が実施する対価とし、居住者が本契約に規定のないサービス等を受注者に依頼する場合においては、当該サービス等の実施に係る料金は、運賃等に含めないものとする。

２　荷物にルームエアコンがあり、居住者がその移設を希望する場合、その脱着を受注者は請け負うものとし、それに係る費用については、２基までを限度として、運賃等の額に含

めるものとする。

3　荷物に瞬間ガス湯沸かし器、換気扇又は多機能便座があり、居住者がその移設を希望する場合、その脱着を受注者は請け負うものとし、それに係る費用については、受注者は、別途実費として、運賃等と合わせてその費用を発注者に請求するものとする。

4　受注者は、第２条第４号の引越業務を実施する場合は、それに係る費用について、別途見積書を発注者に提出の上、発注者の承諾を得て移転等の業務を行うものとし、運賃等と合わせてその費用を発注者に請求するものとする。

5　受注者は、引越業務の実施に伴う有料道路又はフェリーボートの利用に係る費用について、別途実費として、運賃等と合わせて発注者に請求できるものとする。ただし、当該費用のうち、往路分についてのみ発注者は負担するものとし、復路分については、発注者は、負担しないものとする。

（運賃等の請求及び支払）

第５条　受注者は、第 14 条に規定する引越業務の完了が確認されたときは、発注者に対し、第４条に規定する運賃等の支払を請求できるものとする。この場合において、支払請求は、原則として、各月の１日から末日までの運賃等を取りまとめ翌月１日以降に発注者に請求するものとする。

2　発注者は、前項の規定により請求書を受理したときは、その日から起算して、30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

（単価の改定）

第６条　賃金、材料費等の価格等の変動又は法令制度の改正があり、頭書記載の契約単価の額が著しく不相当となったときは、発注者及び受注者と協議の上、これを改定することができる。

2　第 12 条に規定する発注者による仕様書の内容の変更があった場合、頭書記載の契約単価の額を変更する必要があるときは、発注者及び受注者と協議の上、これを改定するものとする。

（支払遅延利息）

第７条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により、第５条に規定する期間を超えて、運賃等の支払を行った場合には、その遅延日数に応じて、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.8パーセントの割合で計算した額を遅延利息として、発注者に請求することができる。

（特殊物品の引受拒絶）

第８条　受注者は、荷物のうちに、仕様書に定める特殊物品等が含まれているときは、その物について引受けを拒絶することができる。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　受注者は、本契約により生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第 10 条　受注者は、他の運送機関を利用する場合を除き、引越業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　前項ただし書きの規定において、発注者の承諾により引越業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、受注者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

（実施状況の調査等）

第11条　発注者は、発注者が必要と認めるときは、受注者に対し引越業務の実施状況に関して質問し、調査し、又は参考となるべき資料その他報告を求めることができる。この場合において、受注者は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

（業務の変更、中止等）

第 12 条　発注者は、発注者が必要と認めるときは、受注者と協議の上、仕様書の内容を変更し、又は仕様書の全部若しくは一部を一時中止することができる。

（危険負担）

第 13 条　業務の履行に当たり、業務の完了の前に生じた損害は、荷送人たる居住者の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受注者の負担とする。

（業務の完了）

第 14 条　受注者は、第２条に規定する業務が完了したときは、直ちに、その旨を別に定める完了確認書により発注者に通知し、発注者の確認を得なければならない。

（解約手数料又は延期手数料）

第 15 条　荷送人たる居住者の責任により、荷物の発送日又は受取日の前日若しくは当日に解約又は延期がなされた場合、受注者は、当該居住者に対し、直接、解約手数料又は延期手数料を請求することができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、受注者が仕様書に記載する事前の確認を居住者に対して行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求することはできないものとする。

３　第１項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとする。

一　荷物の発送日又は受取日の前日に解約又は延期の指図を受けたときは、契約単価の額の 10 パーセント以内とする。

二　荷物の発送日又は受取日の当日に解約又は延期の指図を受けたときは、契約単価の額の 20 パーセント以内とする。

（損害賠償責任）

第16条　引越業務の履行に当たり、受注者は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、請負者として必要十分なる注意を怠らなかったことを証明しない限り、居住者に対し、荷物その他のものが滅失若しくはき損したとき又は荷物の引渡しが引渡日より遅延したときについて、それにより生じた損害について、損害賠償の責任を負い、速やかに、賠償する。この場合において、受注者の責任は、居住者が荷物を受け取った日から１年を経過する日までとする。

２　前項の規定により、居住者が受注者に対して損害賠償を請求したときは、受注者は、居住者と折衝し、その処理に当たるものとし、発注者は、これに関与しないものとする。

（第三者へ及ぼした損害）

第17条　引越業務の履行に伴い、発注者又は発注者以外の第三者に及ぼした損害は、発注者又は第三者の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受注者がその損害を賠償するものとする。

（発注者の契約解除権）

第 18 条　発注者は、受注者が第１条第５項に規定する善良なる管理者の注意義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、受注者が当該期間にその義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

２　発注者は、受注者が次の各号の一つに該当する場合は、催告によらないで、本契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、発注者による引越業務の依頼を引き受けないとき。

二　第９条、第 10 条の規定に違反したとき。

三　前２条に規定する損害賠償責任を怠ったとき。

四　前各号に掲げる他、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達する見込みがないとき。

五　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

六　受注者の破産、会社更生、会社整理若しくは特別清算の手続の開始又はこれに類似す

る手続の開始が申し立てられたとき。

（違約金）

第 19 条　受注者は、前条第 1 号及び第 5 号までのいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第19条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の都合による契約解除）

第 20 条　発注者は、第 18 条各項に定める場合の他、発注者の都合により本契約を解除する

ことができる。

２　前項の規定により、本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（賠償金等の支払いに係る遅延利息の徴収）

第 21 条　受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から、賠償金等の支払の日まで年（365 日当たり）5 パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者に支払わなければならない。

２　発注者は、受注者が賠償金等を支払わないときにおいて、賠償金等及び前項に定める遅延利息を発注者の支払うべき運賃等と相殺して支払うことができるものとし、なお不足があるときは追徴する。

（秘密の保持等）

第 22 条　受注者は、本契約の履行に当たり知り得た発注者の秘密に属する事項及び居住者に関する情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（相殺）

第 23 条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺することができるものとする。

（協議事項）

第 24 条　本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約の各条項の解釈に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上対応するものとする。

（管轄裁判所）

第 25 条　発注者又は受注者は、本契約から生じるすべての紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として、訴えを提起できるものとする。

（以下余白）

8　個人情報等の保護に関する特約条項（案）

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成　　年　　月　　日付けで締結した【○○○市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務】の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第２項に規定する個人情報をいう。）

二　○○○市街地住宅の居住者に関する個人情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに（以降は、直近の報告から１年後の月末までに）、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住所　東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
氏名　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　　雄一　　印

受注者　　住所
氏名　　印

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。※業務終了後についても同じ

2　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ

①　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順

①　郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

②　ファクシミリ

使用を禁止する。

③　電子メール

初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること。

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。

(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。

(4)　個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第７条第２項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

別紙様式１

平成　年　月　日

株式会社　＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊＊＊印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：○○○市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者			
取扱者			

２　管理及び実施体制図　（様式任意）

別紙様式２

平成　年　月　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　岡　雄一　殿

株式会社　＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊＊＊印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：○○○市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務

記

１　確 認 日　　平成　年　月　日

２　確 認 者　　取扱責任者

３　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
平成　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④　②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③　郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
⑤　ｅメール等について、初めての送信先の場合は、試行送信を実施し、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥　添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦　１回の送信において送信先が複数ある場合には、他者		

確　認　内　容	確認結果	備考
のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8　返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		

確　認　内　容	確認結果	備考
11　取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

9　競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　　雄　一　殿

提出者　住所
名称
代表者氏名

社判　代表者印

作成者　担当部署
氏名
連絡先

平成 29 年２月２日付けで手続き開始の掲示【平成 28 年度Ｅ及びＩ市街地住宅の用途廃止事業に伴う居住者の引越業務】の競争参加者に係る競争参加資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び 332 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1　競争参加資格認定通知書
※有効期限内で業種区分「役務提供」の認定がされているもの。
※競争参加資格審査申請書を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、申請書を受付した際に交付する受付票の写しを添付する。

2　一般貨物自動車運送事業許可書
※国土交通省大臣又は各運輸局発行の一般貨物自動車運送事業に係る許可書の写し。

3　集合住宅引越業務実績報告書
※集合住宅の入居及び退去に係る引越業務の実績がわかるもの。（取次ぎ書・契約書の写し等）

4　本支店・営業所報告書
※様式－1　東京都又は隣接県（埼玉・神奈川・千葉）にある本支店・営業所を記入する。
（1 箇所のみ記入）

以　上

（様式－1）

・東京都又は隣接県（埼玉・神奈川・千葉）内に所在している本支店・営業所等を記載する。

住所	
電話番号	
FAX	
会社名 （本支店・営業所等）	
役職名　代表者氏名	